

逍遙の郷(介護予防)訪問リハビリテーション重要事項説明書

(令和6年 4月 1日 現在)

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	逍遙の郷(介護予防)訪問リハビリテーション
所在地	埼玉県大里郡寄居町折原2482
連絡先	048-581-8855
管理者名	高木 俊治
サービス種類	訪問リハビリテーション
介護保険指定番号	1174501609 号
通常の事業の実施地域	寄居町(風布を除く) 深谷市(旧花園町・旧川本町) 小川町 長瀬町 美里町 東秩父村

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日(月～金)	午前8:30～午後5:30
定休日	毎週 土・日 12月31日～1月3日

(3) 職員体制

職 種	業 務 内 容	勤務形態・人数
管 理 者	①従業者と業務の管理を行います。 ②従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤(兼務) 1 名
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	①医師の診断に基づいて訪問リハビリテーションを行います。	常勤 理学療法士 1 名

2 サービス内容

- 理学療法士や作業療法士等が、ご利用者様の自宅を訪問し、医師の指示に基づいて、ご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、身体面では、関節拘縮の予防・筋力や体力の改善、精神面では、知的能力の維持・改善などを目的にサービスを提供します。
- 理学療法士や作業療法士等は、実施状況等を定期的に主治医へ報告します。
- 交通事情などにより、稀にサービス時間が前後することがありますが、ご了承ください。

3 利用料金

(1) 費用

原則として、別紙料金表に記載されている利用料金が利用者負担額になります。

(2) 利用料金などのお支払い方法

毎月月末締めとし、翌月10日以降に当月分の料金を請求いたしますので、25日までにお支払いください。

(3) 料金表(別紙参照)

(4) その他の費用

ご利用者様の住まいにおいて、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、ご利用者様の負担になります。

(5) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

複 写 物	1 枚につき	
コピー料金	用紙サイズにより (B5・A4) 10 円、(B4・A3) 15 円	10 円・15 円
各種証明書	証明内容により金額が異なります。	1,575 円～

(6) キャンセル料

①ご利用日の 8 時 40 分までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の 8 時 40 分までにご連絡がなかった場合	介護保険にて定める料金の 5 0 %

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

4 緊急時の対応

当事業者におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主 治 医	病 院 名	
	主治医氏名	
	連 絡 先	()
ご 家 族	氏 名	(続柄：)
	連 絡 先	()
緊急連絡先 ①	氏 名	(続柄：)
	連 絡 先	()
緊急連絡先 ②	氏 名	(続柄：)
	連 絡 先	()
主治医・ご家族等への連絡基準		

5 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡をするとともに、必要な処置を講じます。またサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

〈保険会社名〉あいおいニッセイ同和損保

〈保険名〉介護保険・社会福祉事業者総合保険

6 感染症の予防及び蔓延防止

- (1) 感染症の予防及びまん延防止を図るための委員会を概ね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針（マニュアル）を整備します。

(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。

7 虐待防止

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (2) 虐待の防止のための指針（マニュアル）を整備します。
- (3) 従業者に虐待の防止のための研修を実施します。
- (4) 前項までの措置を適切に実施するための担当者を設置します。

8 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

9 業務継続計画

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対してサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための体制を整備します。
- (2) 業務継続計画を策定し、必要な措置を講じ、必要に応じ見直し、変更します。
- (3) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

10 職場におけるハラスメント

- (1) 事業所は、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景にした、業務の適正な範囲を超える言動により、職員に精神的・身体的な苦痛を与えたり、就業環境を害するようなことがないよう必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発を実施します。
- (3) 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応する為に必要な体制を整備します。

11 顧客等からの著しい迷惑行為の防止

- (1) 事業所は、雇用管理上の配慮として、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止の為に措置を講じます。
- (2) 職員からの相談に応じ、適切に対応するための体制を整備します。
- (3) 被害者への配慮の為に取組みを行います。
- (4) 被害防止の為に取組みを行います。

6 サービスに関する相談、苦情

当事業所の連絡（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL : 048-581-8855

担当部署 : 訪問リハビリテーション

担当者 : _____

受付時間 : 午前8:30～午後5:30

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

寄居町役場 福祉課 048-581-2121

深谷市役所 長寿福祉課 048-571-1211

小川町役場 長生き支援課	0493-72-1221
長瀬町役場 健康福祉課	0494-66-3111
美里町役場 住民福祉健康課	0495-76-1111
東秩父村役場 保険衛生課 介護保険担当	0493-82-1221
大里広域市町村圏組合 介護保険課	048-501-1330
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係	048-824-2568

【事業者】

住 所： 埼玉県深谷市上原496番地
社 名： 社会福祉法人 はぐくむ会
代 表 者： 理事長 根岸 瑞栄 印

【事業所】

住 所： 埼玉県大里郡寄居町折原2482
事業所名： 逍遙の郷（介護予防）訪問リハビリテーション
（ 指定番号 1174501609 号 ）
説 明 者：

担当者_____より、重要事項説明書の内容について説明を受け、同意しました。

年 月 日

【ご利用者】住 所_____

氏 名_____印

【代 理 人】住 所_____

氏 名_____印（続柄 _____）

署名代行理由：